破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６２４号
埼玉県川口市榛松３丁目42番57号
債務者　佐藤　新也
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳沢　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２９号
さいたま市北区本郷町1027番地７　本郷の杜ラウン　205、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目131番地25　トップ東宮原106
債務者　田島慎太郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６１号
さいたま市緑区太田窪３丁目10番７―203号
債務者　宮本　和実
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　譲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５８号
愛知県東海市加木屋町１丁目18番地　サンシャインハイツ301号
債務者　新宮　徳幸
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４７号
名古屋市南区呼続５丁目６番１―403号　さくら荘
債務者　古田　　瞳
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　徳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９９号
名古屋市東区矢田１丁目５番１号　マリオン大曽根603号、従前の住所名古屋市北区喜惣治１丁目275番地の２　ボンアーデル壱番館203号
債務者　安田賢太郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　裕久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９８５号
名古屋市緑区神の倉１丁目299番地　アベニューＳ＆ＨⅡ　201号、従前の住所名古屋市中川区四女子町４丁目36番地　グレースロータス503号
債務者　上村　文蔵
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　輿吾　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６１号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮、従前の住所東京都目黒区大橋２丁目19番１号　コーポめぐろ
債務者　井上　敏克
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗　真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９５号
愛知県知立市牛田町尼子田38番地１　リバーサイド尼子田101号
債務者　久米　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１２号
京都市右京区西京極西大丸町45番地　シャレー西京極503
債務者　井口　　徹
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜田　純章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
秋田県仙北郡美郷町畑屋字街道東188番地16塚住宅Ａ－２、前住所秋田県仙北郡美郷町六郷字大町28番地
債務者　田口　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１２１６号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地140　ファンタジアⅢ202号
債務者　得田　修平
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３６号
埼玉県越谷市登戸町40番47号　第二明徳団地４―22、申立時の住所名古屋市守山区森孝１丁目1749番地　元補宿舎Ｂ棟302号
債務者　三浦　裕介
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木保臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５６号
名古屋市緑区大高町字一色山29番地の１　サンガーデン緑ケ丘Ｂ棟105号
債務者　米澤　勝昭
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１９号
名古屋市天白区向が丘４丁目1422番地　ドゥーフレール加藤　206号
債務者　櫻木　正男
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林川　政雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部